

地上波代替における衛星放送の活用 検討(案)

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会
衛星放送ワーキンググループ

令和6年6月26日

放送の実施主体等について

- 衛星放送を行う事業者は、放送法に基づき衛星基幹放送の業務に係る認定を受けることが必要
 - ⇒ 代替する衛星放送の実施主体（実施体制）をどのように考えるか。
 - ⇒ 中継器利用料等のインフラコスト等の費用負担をどのように考えるか。

県域放送との整合性について

- 地上デジタル放送は、県域ごとの免許が与えられていることに留意
 - ⇒ 衛星放送で代替する放送番組の放送区域をどのように考えるか。
 - ⇒ 衛星放送で代替する放送の視聴者管理をどのように考えるか。

受信環境の整備について

- 対象となる条件不利地域において、受信環境を整備することが必要
 - ⇒ 受信環境整備に係る費用負担をどのように考えるか。

放送を行うための周波数帯域等について

- 衛星放送を行うためには、周波数帯域の割当てが必要
 - ⇒ 現行衛星の左旋帯域に周波数を確保する場合、必要な帯域をどのように考えるか。
 - ⇒ 衛星放送で代替する放送番組の受信品質や機能をどのように考えるか。